口

報

道路の位置の指定 道路の区域の変更 ○告示

令和4年 12月27日 (火曜日)

区

間

旧新別

(メートル) 私地の幅員

(メートル) 延 長

備

考

旧

最最 広狭

五.-

五一 二 . 四六

一二五.四

目 次

国営緊急農地再編整備事業(南周防地区西山・潤田換地区) 換地計画書の縦覧九

山口県告示第三百七十三号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和四年十二月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

令和四年十二月二十七日

道路の区域 路 線 名

下関美袮線

道路の種類

山口県知事 村 岡 嗣 政

新

最最 広狭

五. 四二十六六

二五.四

地先まで 地先まで 地先まで

山口県告示第三百七十四号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和四年十二月二十七日

山口県知事 村 尚 嗣

政

下松市大字末武上字西樋	地名及
四八四一の	び
	番
	地
四 〇 四 · 二	(メートル)
四〇・六	(メートル)
令和四、 九	指定年月日



(二〇七) 令和四年度山口県補正予算の要領の公表

次のとおりです。 令和四年十一月山口県議会定例会で議決された令和四年度山口県補正予算の要領は、

令和四年十二月二十七日

山口県知事 村 岡 嗣

政

(第3号)

令和4年度山口県一般会計補正予算

令和4年度山口県の一般会計補正予算 (第3号) は、次に定めるとこ ろによる

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42,418,893千円を追加し、 歳入歳出

令	和 4	年12	2月	27	日	火曜	量日		Į	Ц		[Ì			‡	最			(5	 臣期)			第	36	7 長	<u>1</u> .	
威歲	ļ	:	15県			14諸 収		13繰		12繰				9 国 庫 3] }			7 分担金及び負担	初曲	蕨	第1表 崩	第4条 排	(地方債の補正	第3条 信	(債務負担行為の補正	越して使用するこ	第2条 步	(繰越明許費)	予算の金額は、	2 歳入前	予算の総
E >	4	5	声			X X		越金		入金				文 出 鋖	-			及び負担	款	\succ	炭人歳出	地方債の	り補正)	責務負担	担行為の	使用する	地方自治法	午費)	金額は、	麦出予算	窓額を歳
П	>	1 県		6 7	<u> </u>	ı	1	,,,	F 12 17		ω		_		Κ.	T 77		,—			歳入歳出予算補正	地方債の追加及び変更は、		行為の	補正)	ことができ	法(昭		「第1表	:の補正の	入歲出
ᄪ	ļi	温		雑	資付金元利収 入) }	繰越		1 特別会計練人金	F = >	按照	車補	庫は対	} 1	过				項		H	び変更に		追加及と		できる糸	和22年》			の款項の	それぞれ
-		氟		\succ			金		「蒸入	4	争	型	出出		用	> H	>							債務負担行為の追加及び変更は、		る経費は、	去律第67		、歳出予	区分及	v848,72
42,418,893		13,256,500	13.256.500	17,088	8,352,700	8,369,788	2,667,416	2,667,416	142,785	142,785	122	16,265,330	984,710	17,250,162	580,903	131,339	171 220	732,242	補 正 額			「第4表 地方債補正」		「第3表		「第2表 繰越明	(昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に繰		歳入歳出予算補正」による。	歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出	予算の総額を歳入歳出それぞれ848,721,728千円とする。
806,302,835		53,685,000	53.685.000	5,257,525	95,334,779	101,610,608	2,354,337	2,354,337	4,729,399	23,173,194	2,075,242	111,444,948	37,702,767	151,222,957	3,219,044	234,149	22.1	3,453,193	補正前の額		(単位	三による。		債務負担行為補正」		繰越明許費」による。	項の規定により			金額並びに補正	
848,721,728		66,941,500	66.941.500	5,274,613	103,687,479	109,980,396	5,021,753	5,021,753	4,872,184	23,315,979	2,075,364	127,710,278	38,687,477	168,473,119	3,799,947	383,488	200 400	4,185,435	<u> </u>		位 千円)			による。			翌年度に繰り			後の歳入歳出	
7 商					6農物				5 労					4衛				3 天										2 総		1議	
Н					農林水産業費				働					#				生										務		dk	萦
患					費				費					費				費										費		費	
; H (4林 業 費5水 帝	3 農 地 費	2畜産業費	1農 業 費		4 労働委員会費	2 職業能力開発 費	1労 政 費		8医 薬 費	7保健所費	環境衛生	1公衆衛生費		7生活保護費	4児童福祉費	1社会福祉費		9監査委員費	8 人事委員会費	7統計調查費	6防災費	5選 拳 費	4市町村振興費	3 徴 税 費	2企画調整費	1総務管理費		1議 会 費		眞
11,361,712	329,390 309 648	3,840,078	51,285	83,232	4,613,633	614	1,857	1,494	3,965	1,046,665	27,686	9,426	95,045	1,178,822	1,138	1,465,983	511,153	1,978,274	1,115	950	2,297	3,272	337	1,770	14,296	23,986	156,166	204,189	17,458	17,458	補 正 額
116,575,301	6,542,129 5 361 394	11,347,776	933,599	16,061,497	40,246,395	104,138	1,301,288	571,525	2,412,178	6,892,710	2,553,071	3,002,855	62,495,452	76,925,870	1,038,006	21,953,478	80,525,460	103,518,054	177,788	127,820	396,936	1,531,413	1,115,465	1,258,063	6,019,828	9,103,543	16,705,285	36,436,141	1,422,903	1,422,903	補正前の額
127,937,013	6,871,519 5,671,042	15,187,854	984,884	16,144,729	44,860,028	104,752	1,303,145	573,019	2,416,143	7,939,375	2,580,757	3,012,281	62,590,497	78,104,692	1,039,144	23,419,461	81,036,613	105,496,328	178,903	128,770	399,233	1,534,685	1,115,802	1,259,833	6,034,124	9,127,529	16,861,451	36,640,330	1,440,361	1,440,361	<u> </u>

		令利] 4 全	F12 F] 27 E	1 <i>1</i>	⟨曜日	İ		山			П		県			報			(定期	钥)			第	36 <i>7</i>	/ 号		
			6 票 1	2 総			表评	ჟ		11災 害									10教		9 警						8 +			
			林水産	務	換		類越	E		貧田									恒		籨						*			
			音 業 費	典		JII	丰			費									費		曹						費			
			Cu				曹	□⊳	2 土木 須田		11学	9保健	8社会	7 特别	4 高 蛇	3 #	2小 学	1教育		1 彎線		5 巻 击	4港	3 河 川	2 道路橋り 費	1 尊		3 観		1 商
			曹辰	総務	,Ψ			ᄪᆙ	土木施設災害 復旧費		#	9保健体育費	:会教育	7 特別支援学校 費	4高等学校費	学校	校	育総務		管理		라 画	湾	河川海岸	9	川		光	鉱業	業
			书	管理	眞				ᆙ		費	費	費	校	費	費	曹	費		費		費	費	費	٧٧	費		曹	費	費
			ے	典				42,4	1,4	1,4	1			L	2	_	ω		1,2	4	4	ω	2,7	6,7	9,9		19,9	3,0	∞ 	
	ふるさと農道緊急整備事	経営体育成基盤整備事業 費	県営かんがい排水改良事 業費	庁舎等維持管理費	4			42,418,893	1,470,000	1,470,000	189,475	51,082	16,024	135,197	265,550	189,937	337,067	21,181	205,513	424,171	424,171	346,774	2,776,585	6,778,206	9,999,235	60,356	19,961,156	3,001,986	8,357,294	2,432
	道緊急整備	基盤整備事	い排水改貞	管理費				806,302,835	3,984,945	5,700,720	9,585,128	788,717	1,402,693	13,436,760	23,414,737	24,205,340	38,867,276	20,301,150	134, 185, 510	33,775,963	36,564,326	3,769,612	7,854,101	17,893,852	29,260,446	6,574,313	68,042,329	9,039,309	102,458,610	5,077,382
	#	業	#		再		(単1		945	720	128	717	693	760	737	340	276	150	510	963	326	612	101	852	446	313	329	309	610	382
		1, 985, 151	25,	45,	金		(単位 千円)	848,721,728	5,454,945	7,170,720	9,774,603	839,799	1,418,717	13,571,957	23,680,287	24,395,277	39,204,343	20,322,331	135,391,023	34,200,134	36,988,497	4,116,386	10,630,686	24,672,058	39,259,681	6,634,669	88,003,485	12,041,295	110,815,904	5,079,814
		/5/	25, 700	45, //0	額			728	945	720	603	799	717	957	287	277	343	331	023	134	497	386	686	058	681	669	485	295	904	814
														∞																
														H																
														K																
														費 2							O _T					4				
							Ĕ							道路橋							*					林				
							川海							香飾り							齑					業				
							岸費							ょ う 費							業費					費				
\equiv	高潮対策事業費	河川受託事業費	単独河川改修費	河川工作物関連応急対策 事業費	周防高潮対策事業費	河川情報基盤緊急整備事 業費		単独道路改良費	道路改良費	載	過疎地域市町道代行事業	道路災害防除費	舗装補修費		典	漁村びへり総合整備事業	漁港海岸環境整備事業費	無沧無物域形向反心学术 費	事業費 世末 世末 世末 世末 世末 世末 世末 世末 世末 世末	広域水産物供給基盤整備	ॄ│地域水産物供給基盤整備 │事業費	一 板 石 山 争 来 貨	作が、1. 古、本 曲	普通林道開設事業費	広域基幹林道開設事業費	造林事業費	地。ヘリ刈束事業質	本子になるなる	県営老朽ため池整備事業	業費
_	3/,920	/3,00/	7, 543	327, /80	386, 767	39, 900	/, 808, /07	2/9,895	2, 541, 868	/7,000	70 800	1,659,802	/, 037, 400	857, 87/	21, //3	0/775	/6,800	72, 625	7 700	145, 600	25, 200	401,710	1001	25,800	/53, 564	57, 595	47,000	(00 00)	92/1 6.39	57,000

令和 4 年12月27日	火曜日	山	П	県	報	(定期)	第 367 号

_	1			I																	
		2				/0															
		贫		*		教															
	类	הא		刪																	
				儉		型															
		川		田																	
				無		典具															
				2		#	6				Cy				#						
	点			ļ.		교나	Ĥ				共				惹						
'	HIII.			木施		糾] 										
				土木施設災害復旧費		**	Щ.				ᄪᆘ				汽						
-				直		校					画										
	411			一		典宜	費				貫				貫						
				土業 土業	一直	強大	54	#	共	連業	共	運	#	港道	巻	颠	本	対域	対域	Ä	顽
				木費 木費 週 週 現	汽汽夹夹 施設改造費	産業教育設備費 大規模改浩事業費	公営住宅建設費	供幣]	都市公園整備事業費	強者]	# #	海岸防災事業費	単独港湾改修費	既無既業	港湾改修費	1徐更	地すべり対策事業費	堰堤修繕事業費	堰堤改良事業費	ダム建設実施調査費	侵食対策事業費
,	屈		파	年 補	が 造 費	育 珍誤 治	老建	市公	虚響	기 뿌	画	災事	意改	存費掘	参	地崩:	り対	審	良事	設実	海中
					4	無 連 費 挙	費	壓機	備事	画池	整整	費	参費	貴		壊対	無	費	業費	施調	業費
	維			割 割 銀	מל	華		単独都市公園整備事業費	業費	整盤	都市計画街路整備事業費			効活		急傾斜地崩壊対策事業費	業費			有費	
	Ħ			土木過年補助災害復旧事 業費 土木現年補助災害復旧事 業費				業費		単独都市計画街路整備事 業費	業費			港湾既存施設有効活用促 進事業費		費					
	雪																				
	維																				
	Ħ		8, 70	1, 29	7	స్ట	26	_	33	10	28	45	(Y)	27	16	69	ఈ	2	55	డ్లు	€\s
	须		18, 707, 307	/9/, 059 /, 292, 690	75, 797	9, 536	267, 700	/8,800	303, 500	/06, 605	289, 708	456, /90	56, 563	271,824	161,868	693, 57/	389, 766	20, 463	557, 326	382, 820	3/,920
			7	0 9	Ž	5 6	Ő	0	0	٥٦	∞	0	<u>(v)</u>	***	0√0		6	<u> </u>	67	Ö	Ö

8 道路災害防除事業の 年度を越える工事を一 括契約すること。 (国道/9/号ほか2か所)	7 舗装補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 ドリすること。 見道妻崎開作小野田線 (ほか2か所	6 単独交通安全施設整 備事業の年度を越える 工事を一括契約するこ と。 と。 以見道光日積線はか2か	5 交通安全施設整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 保証的所得状線ほか2)	4 山口県大島防災センターに係る指定管理者の指定をすること。	3 住民基本台帳ネット ワークシステム機器更 新事業の年度を越える 借入れを一括契約する	2 経営安定支援資金 (返済負担軽減借機等 特別資金)に係る山口 県信用保証協会に対する損失補償	/経営安定支援資金 (賃金引上げ・価格転 嬢支援資金)に係る山 ロ県信用保証協会に対 する損失補償	事
令和5年度	令和 5 年度	令和5年度		令和5年度から 令和9年度まで		令和4年度から 令和/9年度まで	令和4年度から 令和/4年度まで	期間
70. 350千円	63.000千円	46, 000千円	85.050千円	/35, 200千円	49.580千円	山口県信用保証協会が令和4年度に20.000.00 を限度として貸付けを行う経営安定支援資金 負担軽減借換等特別資金)に係る債務保証に ける損失の70/100に相当する額	山口県信用保証協会が令和4年度に3,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(賃金引上げ・価格転嫁支援資金)に係る債務保証により受ける損失の70//00に相当する額	
						(年度に20,000,000千円 経営安定支援資金(返済 経営安定支援資金(返済 上係る債務保証により受 5額	4年度に3.000.000千円 経営安定支援資金(賃金 に係る債務保証により 3額	額

岜	第3表
加	債務負担行為補正

3, 682, 845	//2, 980	<u> </u>			⋾
1, 250, 339	34, 000	費通常砂防事業費	ĨĬ.	€.	
2, 432, 506	78, 980	直路橋りょう費 橋りょう補修費	湛	費 2	8 + *

令和 4 年12月27日 火曜日 山	口県	報 (定期)	第 367 号
---------------------------	----	--------	---------

	7 H - F	7-12	// 1 2	• п	ノマー田口		<u> </u>		<i>></i> 1\		X	(VCW1)		M1 007	-,
	(轡井南川ほかりか所)	2/ 通常砂防事業の年度 を越える工事を一括契 約オスマト	新すること。 (今島ダム)	20 堰堤改良事業の年度 を載える丁事を一括契	//9 侵食対策事業の年度 を越える工事を一括契 約すること。 (校谷海岸)	/8 高潮対策事業の年度を越える工事を一括契を越えること。 おすること。 (曾穂帯区海岸)	/7 河川受託事業の年度を越える工事を一括契約すること。	/6 単独河川改修事業の 年度を越える工事を一 括契約すること。 (川棚川ほからか所)	/5 川川上作物関連応急 対策事業の年度を越え 五事を一括契約する こ下。 (麻里布川排水機場)	/4 広域河川改修事業の 年度を越える工事を一 括契約すること。 (土穂石川)	//3 橋りょう補修事業の 年度を越える工事を一 括契約すること。 (国道/87号ほか/4か所)	2 単独道路改良事業の 年度を越える工事を一 括契約すること。 県道山口徳山線ほか//	// 道路改良事業の年度 を越える工事を一括契 約すること。 (国道490号ほか/か所)	(1777) 単独路側整備事業の 10 年度を越える工事を一 括契約すること。 (国道262号ほか3か所)	9 単独道路舗装事業の 年度を越える工事を一 括契約すること。 「売」山口宇部線ほか/)
		令和 5 年度	令和6年度まで	令和4年度から	令和 5 年度	令和 5 年度	令和 5 年度	令和 5 年度	令和 5 年度	令和 5 年度	令和 5 年度	令和 5 年度	令和 5 年度	令和 5 年度	令和 5 年度
		/45. 950千円	350, 000+H		63.000千円	/0.500千円	50,000千円	70,000千円	26. 250千円	31.500千円	226.800千円	285.500千円	/62.750千円	/0.000千円	35.000千円
	起債の目的	×	9	프메.			造林事業都市施設災害復旧事業	起質の目的	第4表 地方 債 補 正 1 追 加	「事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (周防大島町)	を越える工事を一括契 を越える工と。 約すること。 (徳川下松港ほか2か所) 27 過減地域下水道代行	25 単独港湾改修事業の 年度を越える工事を一 括契約すること。 (宇部港ほか/か所) 94 海岸防災事業の在度	24 自然災害防止事業の 年度を越える工事を一 括契約すること。 (錦見 2 丁目(3)地区)	23 . 忌喰料地開業が乗事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (川西 3 丁目(4)地区(まか) (3 か所	22 地すべり対策事業 の年度や越える工事を 一括契約すること。 (中浦下圧圧上の)
	限度額 起債の			44, 400			26, 400 訓 /8, 000	限度額	1+1	令和5年度	令和5年度	令和5年度	令和5年度	令和5年度	令和5年度
年8.0%	利率(貨還の				97 F	質で直後	記書借人人は 年8 記券発行 オラック オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・			/26,000千円	/83.750千円	43.000千円	20,000千円	/32,300千円	2/,000千円
万	開車額 起債の 利 密				、当該見直後の利率にる。)、 色	年8.0%以内 元利均等半年賦又は元金 ただし、利 均等半年賦の年以内 率見直し方式 ただし、特別のもの で借り入れる は、借入先と協議して定	利率賃還の	(単位:						
16/2 11	資還の	*				0	区内に対対のである。	方法	出						

ę.	和	4年	12,	月27	日 <u></u>	火曜日	3		Щ		П		県		報			(定其	月)		第	36 <i>7</i>	号	
ダム建設実施調査事業	(宋) 三) 三% 三 四 光 中 米	海川川終入開及車場	4	河川直轄事業負担金	単独河川改修事業	河川工作物関連応急対 策事業	周防高潮対策事業	河川情報基盤緊急整備 事業	広域河川改修事業	橋りょう補修事業	交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	道路直轄事業負担金	過疎地域市町道代行事 業	道路改良事業	道路災害防除事業	舗装補修事業	地域水産物供給基盤整 備事業 (漁場)	漁港漁場機能高度化事 業	広域水産物供給基盤整 備事業(漁港)	一般治山事業	国営農地再編整備事業 負担金	地すべり対策事業(農 林)	県営老朽ため池整備事 業	経営体育成基盤整備事 業
/72,000	O#C, 000	3//3 000	1 050 000	/80,000	1, 291, 000	2/5,000	257, 000	83,000	865, 000	2, 393, 000	4/4,000	4, 473, 000	42,000	2, 073, 000	439,000	48,000	/48,000	/2/,000	72,000	795,000	140,000	79,000	431,000	577,000
																			い の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	は見る。一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一	同して対象のな条件においてによったのとなるのである。	ついて、のは、借利率の見入先と協力を見入れる。	にカスでW年以内借り入れただし、 合資金に特別のも	発 ただし、は元金均 利率見直等半年賦
223, 000	424, 400	11011 1100	1 325 800	349, 200	/, 53/, 000	440, 500	306, 500	//0,500	/, 772, 500	3, 4/3, /00	766, 000	5, 229, 700	95, 500	3, 298, 600	1, 417, 600	743, 500	/66, 000	/26, 000	/95, 500	926, 900	439, 500	/09, 200	753, 300	1,4/6,700
																			うせ 生 り い	は、は、は、一点で、一点で、一点で、一点で、一点で、一点で、一点で、一点では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	同った 乗りへた 行った後める条件におい人による。	ついて、 のは、借 利率の見入先と協 主 , さ : 葉, アニ	ーカスで30年以内 借り入れ ただし、 る資金に特別のも	発 ただし、は元金均 利率見直等半年賦
歳	第1表 歲入歲出予算補正	- 吸入吸口 デギン油エン 子算の金額は、「第1表	;	第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞの終額を渉入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞ	(歳入歳出予算の補正)	行付4年及田口宗の るところによる。			ᄪ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	十六光十宝岁《市夜日 事業 十木珥年単角災事復日	都市公園整備事業	都市計画街路整備事業	海岸防災事業	港湾直轄事業負担金	促進事業	港湾改修事業 港湾即左始記右郊活田	単独砂防改良事業	急傾斜地崩壞対策事業	設) 公り刈束事素(建設)		侵食対策事業	高潮対策事業	堰堤改良事業
		日の歌場の四の	#T 0 \$H 0 0 0 0 1	草の総額に、歳入されぞれ301 5325	E)	7 下 浅 無 苍 地 力 却		: 一里海洪州十	24, 884, 000	70,000	7, 094, 000	/39,000	426, 000	506, 000	2, 977, 000	196,000	/96,000	62, 000	653, 000	2/6,000	/, 36/, 000	44,000	/53, 000	90,000
		東へ東日 7年7年17号東ツでガスウ田及びガーでジェ東北ので宝田及び東へ東日 算の金額は、「第1表 - 歳入歳出予算補正」による。	1. マム4. 本 1. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31,325千円を追加し、歳入歳出予算を誇入歳出予算のおりに、歳入歳出それぞれ31,325千円を追加し、歳入歳出予算をある。		下及田口宗の「幾無密地万却冗田物特別会計補ഥ丁昇(寿1万)は、久に定めこよる。		多年 7 年 中下 開海 洪平 计组 清 计 电 计 日本 计 百 大 百 大 百 大 百 大 百 大 百 大 百 大 百 大 百 大 百																
		この世代出りになっている。	. 6 今 哲 末 7 1 1 - 2	325千円を追加1		#正丁昇(朱17		· 中 1 時) 与 ケ 工 軒 ·	38, 096, /00	142,000	1,5/8,000	257, 500	459,700	688, 700	4, 637, 200	330, 400	306, 000	87,000	998, 600	<i>433, 200</i>	/, 989, 300	62,000	/7/,000	441,000
	(単位 千円)	田上一叉~/ 熨// 熨/	147条の第二年	し、歳入歳出予9		方) は、 火 に走る		h																

令和 4 年12月27日 火曜日	Щ	П	県	報	(定期)	第 367 号
第)第第(郑 28 4 7 4 1 2 4 2 4 2 4 4 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	(繰越明許費) 第2条 地方 越して使用・ (債務負担行	第1条 の総絡 2 歳J 予算の	令和 4 による。 (歳入歳		1 下 関	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
第3条 債務負(地方債の補正)第4条 地方債第1表 歳入歳第	(繰越明許費) 52条 地方自治法(越して使用すること; (債務負担行為の補正)	1条 歳入歳出 の総額を歳入歳 歳入歳出予算 予算の金額は、	令和4年度山口県の こよる。 (歳入歳出予算の補正)		表 表	⊞ ≻
情務負担行為の追加は、 の補正) 地方債の変更は、「第4 歳入歳出予算補正 入 款 収 入	治法(昭治にため、	歳入歳出予算の総額に、 (を歳入歳出それぞれ4,9 成出予算の補正の款項の金額は、「第1表 歳)	口県の港の補正)	令和4		·
の追加は、「 は、「第4表 補正 項 1雑	(昭和22年法律第6 とができる経費は、 正))総額に、 ぞれ4.9 の款項 表 歳	湾整備	年度港流	士	全 全 会 章
東 第	法律第67 経費 <i>は、</i>	1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29,60 の総額を歳入歳出それぞれ4,977,803千円とする。 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと。 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。	令和4年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算 よる。 歳入歳出予算の補正)	警整備事 詞	原	度 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
3 表 債務負 地方債補正」 補 1	7号)第21	出それそ一円とす。 一円とす。 び当該区	会計補正	業特別会	盖	:
債務負担行為補正」 補正」による。 補 正 額 補コ 5,200 5,200 24,400 2,	13条第 1	れ29,60 る。 (分ごとの による。	子算(第	令和 4 年度港湾整備事業特別会計補正予算	正 31,325 31,325 31,325	(1) (1) (1) (1)
による 三前の絡 111,64 111,64 783,000	(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰りとができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。 E)	条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29,600千円を追加し、歳入歳出予算 総額を歳入歳出それぞれ4,977,803千円とする。 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。	(第1号) は、次に定める	食	補正前の額 360,207 360,207 360,207 360,207	補正前の額 185,988 185,988 63,086 63,085 360,207
(単位 千円) (単位 千円) 計 5 116,846 5 116,846 0 2,807,400	翌年度に繰り	歳入歳出予算三後の歳入歳出	定定めるところ		割,532 391,532 391,532 391,532	計 186,369 186,369 94,030 94,029 391,532
惑 整 審 車 *	を使の目的	一港湾整備事業の年度 を越える工事を一括契	追加	債務負担行為	第2表 繰越明許	裁 裁
2. 783, 00	限度額	令和 5		, ,	专业	県
2. 783, 000 計畫	売 で 活 で 活	年度	픮		展展	計項管計
年以より、相し借るつ利直行には見のよる内で、金内、率方り貸い率 つお、直利るしていますり貸い率 した、直利るり し見式入金でのしたい当し率。 しまっれに、見を後て該後に	性	/80,000千円				当
年式を 年以、利し借るの利直行には見のより、8 人以、新し借るの利値行には見のより、1 夏式入金でのしたい当し率。 2 1 直でれに、見を後て該後に元半は等の、特の人譲めに均量金年以どのは先しるより、も悟協定件。	意意で	9千円	叕		事	24,400 29,600 正 海 29,600 29,600 29,600
2.807,400 証書 () 入又 () 行	補 取度額 起債の 方 法		凓		損	2,783,000 4,948,20 補正前の額 4,948,20 4,948,20 4,948,20
事以を を切べ、利し借るの利直行には見のよる内心、薬力し管ののの、「見式入金でのしたい当し率。 「直で大人金でのしたい当し率。 「当のれに、見を後て該後に元半は年でれた。別はの人譲めに 利年元半年が一時はいるより、とて条る 等又均賦内」、も借協定件。	利率 償還の 方法	(単位 千円)	簽		(単位 千円) 金 額 233, 355	22 22

(定期)	第	367	号

令和4年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

による。 令和4年度山口県の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところ

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 の総額を歳入歳出それぞれ143,090,501千円とする。 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,958千円を追加し、歳入歳出予算
- 2 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

	(定規
熨	1	第1表
>	4	歳入歳出予算補正
		章補正
		(単位
		千田)

報

4 前期 金等		1 総		癜	凝		9黨		8 黛	
前期高齢者納付 金等		務	崇				擞		\succ	崇
納付		典		Œ	\succ		*		*	
	1総オ					1 橤		1 他会		
	1総務管理		屈		шilі	掝		1 他会計繰入金		屈
	曹					金		入金		
			補							補
∞			H		8	8	8			H
8,570	388	388	額		8,958	8,570	8,570	388	388	繈
34,448	35,464	35,844	補正前の額		143,081,543	3,089,479	3,089,479	7,361,863	7,754,199	補正前の額
43,018	35,852	36,232	<u>=</u>		143,090,501	3,098,049	3,098,049	7,362,251	7,754,587	<u>=#</u>

県

令和4年度電気事業会計補正予算(第1号)

火曜日

歳

Œ

8,958

143,081,543

143,090,501

1 前期高齢者納 付金等

8,570

34,448

43,018

(総則)

山

口

第1条 令和4年度山口県の電気事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところ (収益的収入及び支出) による。

令和 4 年12月27日

第2条 令和4年度電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的 支出の予定額を次のとおり補正する。

E

補正予定額 既決予定額

ᄪ

科

Ш

第2款 電気事業費用 第1項

10,906千円 10,906千円 1,575,321千円 1,612,015千円 1,586,227千円 1,622,921千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条中「職員給与費430,238千円」を「職員給与費433,649千円」に改め

令和4年度工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

° %

第1条 ところによる。 令和4年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定める

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

177,836千円	177,743千円	93千円	第2項 営業外費用
6,440,842千円	6,249,632千円	191,210千円	第1項 営 業 費 用
6,628,681千円	6,437,378千円	191,303千円	第2款 工業用水道事業費用
<u> </u>	既决予定額	補正予定額	科目
		x 田	

第3条 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 予算第9条中「職員給与費721,833千円」を「職員給与費727,739千円」に改め

令和4年度流域下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 ところによる。 令和4年度山口県の流域下水道事業会計の補正予算(第1号) は、次に定める

(資本的収入及び支出)

第2条 令和4年度流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

回 古 田 サ サ	† 		
2/4十円 th	274 H I	97/4日	财
329,240TH	220 2404.11	906 0104日	财
329,314十円	909, 214 FJ 290 F1 F. FI	000 21/4日	րդի

第3款

黄

第3項

作業の地域

公共測量(車載写真レーザ測量)

作業の種類

報

県

縦覧に供する書類

既决予定額

∏illi

608,972千円

909,214千円 \equiv

作業の期間

山陽小野田市

令和四年十二月二十日から令和五年三月十日まで

第3条 第4款 ° (議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第1項 舜 予算第9条中「職員給与費39,892千円」を「職員給与費40,166千円」に改め 資本的支出 建設改良費 補正予定額 274千円 274千円 908,940千円 608,698千円

(二〇八) 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区西山・潤田換地区)換地計画書の縦

縦覧に供します。 たので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、 国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区西山・潤田換地区の換地計画を定め 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、 次のとおり

令和四年十二月二十七日

山口県知事 村 岡

嗣

政

国営緊急農地再編整備事業 (南周防地区西山 · 潤田換地区) 換地計画書の写し

縦覧の場所 縦覧の期間 令和四年十二月二十八日から令和五年一月二十三日まで

山口県農林水産部農村整備課

Щ

 \equiv

(二〇九) 公共測量の実施

第一項の規定により、山陽小野田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があ 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 令和四年十二月二十七日

山口県知事

村 岡 嗣

政

九

令和四年十二月二十七日発行令和四年十二月二十七日印刷

発発 行行 人所

山口県知事